## 第22期第6回海区漁業調整委員会議事録

#### 1 日時・場所

令和4年2月21日(月)午後1時30分~午後2時45分 秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

## 2 出席者

## 委員(定数10名)

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、 鎌田 誠喜、工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦

## 事務局・秋田県

事務局長 (水産漁港課長):大山 泰

事務局 : 斎藤 和敬、橋本 羊子、保坂 芽衣

農林水産部水産漁港課 : 山田 美沙登、小松 康宏

## 3 議事事項

- (1) くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)
- (2) 秋田県資源管理方針の一部改正について (諮問)
- (3) くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)
- (4) すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)
- (5) 小型いか釣り漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について(諮問)
- (6) 資源管理の状況等の報告について (報告)
- (7) その他
  - ① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
  - ② その他

## 4 開会・あいさつ

## ○事務局(斎藤)

ただ今より、第22期第6回秋田海区漁業調整委員会を開会いたします。本日は全員出席で、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

#### ○加藤会長

本日は荒れ模様の中、全員ご出席いただきましてありがとうございます。今年の秋田 県は大雪に見舞われ、また、新型コロナウイルス感染者の増加により現在も大変な状況 ですが、基本的な対策を継続し、できるだけ早く3回目のワクチンを接種する等、感染 しないよう努めたいと思います。

今期のハタハタ漁は、県北部では沖合・沿岸の両方で昨期の漁獲量を上回りましたが、 県全体では前年比約7割にとどまりました。不漁の原因についてはこれから検証される ことと思いますが、次期に繋がる方策を見いだしていただきたいです。また、一週間ほ ど前の新聞に、金浦漁港における遊漁者のマナー違反についての記事が掲載されていま したが、金浦に限らず、県内のどの漁港でもマナー違反と思われる行動が見られるため、 今後対策を強化する必要があります。

時化が続いたことによる操業日数減や原油高騰で、漁業者の生活は厳しい状況が続いております。その一方で、新たな養殖事業への取組や、デジタル技術を活用したスマート漁業等の話も聞きますので、これらによって秋田の漁業が活性化することを願っております。

本日の委員会についても、スムーズな議事進行にご協力いただきますようお願い申し 上げまして、挨拶とします。

○事務局(斎藤)

ありがとうございました。

#### 5 資料確認

(事務局が資料確認)

## 6 議事録署名委員選任

○議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は三浦委員と齊藤 委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○三浦委員、齊藤委員

はい。

#### 7 議事

議題1:くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)

○議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局より説明願います。

○事務局(保坂)

くろまぐろの令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に係る諮問です。 (諮問文音読)

今回の知事管理漁獲可能量の変更は、残っている漁獲枠を他県に譲渡することによるものです。小型魚は、全体から3.9トン減らしており、この内訳は漁船漁業から2.8トン、県留保のうち漁船漁業分から1.1トンです。大型魚は、24.1トンを漁船漁業から減らしております。変更後の漁獲可能量は、くろまぐろ(小型魚)28.7トン、秋田県くろまぐろ

(小型魚)漁船漁業等14.8トン、くろまぐろ(大型魚)19.4トン、秋田県くろまぐろ

(大型魚)漁船漁業等15.4トンとなります。これにより、今後漁獲可能な残りの枠は、

小型魚3.5トン、大型魚4.5トンとなります。

先週、クロマグロに関する水産庁の会議があり、枠の譲渡を行った県と、最終的な枠に対する消化率が8割以上の県に対しては、追加配分を行う旨の説明がありました。現在水産庁から、2月末締め切りで今年度最後となる融通の要望調査が来ており、今後の漁獲見込みについて漁協に確認したところ、定置網で漁獲される可能性はあるものの、大幅な漁獲の増加は見込まれないということでしたので、来期の追加配分のメリットを受けるため、さらに大型魚1.5トンを譲渡することとします。なお、漁獲可能量の変更により、現在の大型魚の消化率は77%です。

これまでの融通は水産庁の仲介で行っておりますが、都道府県間で協議が調った場合は、水産庁の仲介がなくてもできることになっています。先週、京都府から、定置網漁業でクロマグロの漁獲が増えており、水産庁の仲介を待つと時間がかかってしまうため、秋田県で譲渡可能な枠があれば譲ってほしいと相談がありました。融通については、本県で利用しない枠を確実に受けてもらえることを考慮し、1.5トンを京都府に譲ることとしたいと考えております。融通が成立しましたら、次回の委員会にて漁獲可能量の変更に係る同様の諮問を行います。説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

#### ○議長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございますか。

○工藤委員

漁獲枠が減ることについては、管理期間が年度末までなので仕方ないですね。

○議長

そうですね。京都府に融通するということですが、他に何かございませんか。

○委員

(特になし)

○議長

ご意見等なければ、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案配布後、音読)

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

#### 議題2:秋田県資源管理方針の一部改正について(諮問)

○議長

議題2について、事務局から説明願います。

○事務局(保坂)

秋田県資源管理方針の一部改正に関する諮問です。(諮問文音読)

秋田県資源管理方針は、漁業法及び国の資源管理基本方針に即して各県の資源管理の 方針を定めたものです。

昨年2月に、改正漁業法に基づき、秋田県資源管理方針にくろまぐろを追加したところですが、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、さらに農林水産大臣の承認を受け、変更したいというものです。

これまで、定置網漁業と漁船漁業等の漁業種類に分けて管理区分を定めておりましたが、今回の変更によってこれを一本化します。

変更部分について、30kg未満のくろまぐろ(小型魚)に関する記述の、秋田県くろまぐろ(小型魚)定置網漁業の「定置網」を削除し、秋田県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等の記述を削除しています。30kg以上のくろまぐろ(大型魚)についても、小型魚と同様に変更しております。

一本化するにあたって、漁業法に基づく資源管理協定を関係する漁業者間で締結し、 漁獲枠の配分をこの協定の中で決めて管理することとします。これまでも、定置網漁業 と漁船漁業間で県内の枠の融通を行ってきましたが、協定締結者の中でルールを決めて 各地区の漁獲枠を定めることにより、枠の有効管理が図られると考えています。

協定の中で枠の遵守が可能になることから、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に関する変更は、県の留保配分に関する部分であり、これまで留保は当初配分の1割(10%)としていたものを、5%に減らし、漁業者へ最大限に枠を配分できるようにしています。説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

#### ○議長

ただいまの説明について、ご意見を伺います。

#### 工藤委員

すんなり進むでしょうか。漁獲実績で配分してくれればいいのですが。

#### ○事務局(保坂)

配分方法については、協定の中で決めることとします。これまでは、定置網漁業と漁船漁業の配分について県で案を作成し、本委員会に諮った上で決めておりましたが、協定ではこれまでとは異なる方法で配分を決めることができるようになります。

### ○工藤委員

ある程度は実績を考慮しないと、地元の漁業者は納得しないと思います。

#### ○議長

協定はいつ頃締結する予定ですか。

#### ○事務局(保坂)

令和4年4月1日からの枠を決めるため、3月中の締結を予定しています。

#### ○議長

協定を締結するための話し合いを3月中にするということですか。

#### ○事務局(保坂)

はい。これまでも、追加配分があった際に関係漁業者を集めて、配分の基準について 説明会の開催や話し合いをしてきましたので、協定についても同様に、説明会と話し合 いの機会を設けて決めたいと考えております。

## ○議長

これからは、方針をいちいち変更するのではなく、協定に従って配分するということですね。

○事務局(保坂)

はい。今期は、定置網と漁船漁業の枠の融通を本委員会に諮った上で決めましたが、 この方法ではどうしても時間がかかってしまいます。迅速化を図るため、協定の中で融 通の手続きが行えるようにしたいと考えています。

○工藤委員

難しいでしょうが、頑張るしかないですね。

○事務局(保坂)

万が一うまくいかなかった場合は、今までのような委員会に諮る方式に戻します。

○大山事務局長

協定の合意を得る段階で、たたき台を示して説明しなければ漁業者は納得できないと 思うので、そのように進めていけばいいと思います。

○議長

他にご意見・ご質問はありますか。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案配布後、音読)

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

# 議題3:くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

○議長

議題3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(保坂)

くろまぐろの令和4管理年度における知事管理漁獲可能量についての諮問です。(諮問文音読)

都道府県別漁獲可能量(TAC)の知事管理区分に配分する数量は、議題2でご審議いただいた都道府県資源管理方針に即して、海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めるものとされています。

令和4管理年度のくろまぐろの都道府県別漁獲可能量について、農林水産大臣から通知がありました。くろまぐろの漁獲可能量の当初配分は、令和4管理年度から日本全体の大型魚が増枠となり、国で調整した結果、秋田県の小型魚は令和3管理年度の21.5トンから26.8トン、大型魚は28.5トンから31.3トン、小型魚と大型魚の合計は50トンから58.1トンとなっています。

知事管理区分への配分の公示案をご覧ください。くろまぐろ(小型魚)について、本 県に定められた数量は、農林水産大臣からの通知のあった数量の26.8トン、知事管理区 分に配分する数量は、留保とする当初配分の5%の1.4トンを除いた数量で、25.4トンと しております。くろまぐろ(大型魚)についても同様に、本県に定められた数量は通知 のとおり31.3トン、知事管理区分の配分数量は留保1.6トンを除いた29.7トンとしており ます。

小型魚及び大型魚の各地区、漁業種類別の配分は、漁業者による資源管理協定を締結し、検討することになります。また、令和4年3月末までの管理期間で余った漁獲枠については、小型魚2.1トン、大型魚2.8トンを上限に令和4年4月からの漁獲枠に繰り越すことができ、さらに、譲渡、消化率による追加配分がある予定です。説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

#### ○議長

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

○委員

(特になし)

○議長

定置網漁業と漁船漁業で協定を締結して決まった配分数量については、後から報告はあるのですか。

○事務局(保坂)

はい、報告いたします。

○議長

他に何かありますか。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案配布後、音読)

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

# 議題4:すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

#### ○議長

議題4について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局(保坂)

すけとうだら日本海北部系群とするめいかの令和4管理年度における知事管理漁獲可能量についての諮問です。当日配布資料をご覧ください。 (諮問文音読)

農林水産大臣から、令和4年4月から管理が開始となるすけとうだら日本海北部系群 及びするめいかの都道府県別漁獲可能量について、通知がありました。

都道府県別漁獲可能量は、資源評価の結果を基に、過去の漁獲実績を基準として農林 水産大臣が数量を定め、各都道府県別に通知されます。本県に配分されたすけとうだら 日本海北部系群とするめいかの漁獲可能量は、いずれも現行水準で、目安数量として、 すけとうだらは10トン未満、するめいかは50トン未満と示されております。すけとうだ らについては、平成29年の漁獲量は8.6トンで、その後も10トンを下回っていることから、 直近の漁獲状況では十分な目安数量と考えられます。するめいかについても、令和3年 は12月末時点で46トンですが、過去5年の実績は50トンを超えておりません。

本県は数量配分ではなく、漁獲努力量を現行水準に維持する管理ですので、目安数量の漁獲量を超えたからといって、ペナルティ措置や直ちに操業を制限することはありませんが、漁獲量が目安数量を大きく超過する場合は、操業や目的採捕を自粛する等、漁獲努力量を下げる措置を講じることになります。

公示案をご覧ください。農林水産大臣からの通知のとおりの内容を記載しております。 説明は以上です。ご審議よろしくお願いします。

#### ○議長

ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

#### ○三浦委員

当日配布でない方の資料では、農林水産大臣の通知のするめいかに案1と案2があり、 当日配布資料を見たところ案2が採用されているようですが、全国一律でこの方式なの でしょうか。

## ○事務局(保坂)

はい。全国一律でこの方式であり、この案1と案2は、国の水産政策審議会で示した上でどちらかを採用するためのものです。

#### ○工藤委員

するめいかの数量は、県外船の漁獲は目安数量に含まれないのでしょうか。

#### ○事務局(保坂)

いか釣り漁業の県外船や沖合底びき網漁業の漁獲は含みません。いか釣り漁業の県内船や小型機船底びき網漁業による漁獲が対象です。

#### ○議長

他にご意見・ご質問はありますか。

#### ○委員

(「ありません。」の声あり)

#### ○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案配布後、音読)

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

## 議題5:小型いか釣り漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について(諮問)

○議長

議題5について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(山田)

小型いか釣り漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間についての諮問です。 改正漁業法及び秋田県漁業調整規則により、知事が許可又は起業の認可をするときは、 制限措置の内容と許可を申請すべき期間を定めて公示する必要があります。内容は、許 可方針に基づくものを記載しています。

昨年、小型いか釣り漁業の許可の一斉更新をしておりますが、許可の期間は、県内船が3年、県外船が1年となっており、今回の公示は県外船を対象としたものです。許可又は起業の認可の隻数については、事前に関係道県に本県沖への出漁希望を照会した結果、その数の合計が270隻で、許可方針で定める300隻以内であったこと等から、要望通りの隻数としております。これらの隻数については、所属道県でと取りまとめた上で申請することとなっているため、隻数超過は起きないと考えられますが、もしも超過した場合は、昨年定めた「許可の基準」により、優先順位を付け公示隻数内の許可にすることとしております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの説明についてご意見・ご質問はございますか。

○委員

(発言なし)

○議長

昨年の制限措置の内容には、集魚灯の光力制限や操業区域の制限が記載されていましたが、今回記載していないのはなぜですか。

○事務局(斎藤)

昨年の制限措置に記載していた集魚灯の光力制限や操業区域の制限の内容は、別に定めている小型いか釣り漁業許可方針の条件の項目に記載しております。制限措置の違反と許可の条件は違反時の罰則の重さが異なり、どちらか片方のみにするために制限措置の方を削除したものです。

## ○工藤委員

この公示隻数にはまぐろの餌用のいかを獲る漁船も含まれているのですか。

○事務局(斎藤)

青森県では、はえなわ漁業等のために餌用のするめいかを採捕することを目的として、 青森海区の承認を受けて操業する「自家用釣餌用いか釣り漁業」がありますが、本県には そのような区分はありません。

○大竹委員

今回の公示は県外船のみですが、県内船の扱いはどうなるのですか。

○事務局(山田)

県内船は許可期間を3年としており、令和3年度に一斉更新を行ったため現在も許可は継続しています。次の更新は令和6年度となります。

○議長

他にご意見・ご質問はありますか。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(山田)

(答申案配布後、音読)

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

#### 議題6:資源管理の状況等の報告について(報告)

○議長

議題6について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(保坂)

資源管理の状況等の報告について報告します。 (報告文書音読)

今回初めてこの報告をしますので、概要を説明します。令和2年12月に施行された改正漁業法第90条で、漁業権者による都道府県知事への資源管理の状況や漁場の活用状況等の報告義務が定められました。この報告は、漁業法施行規則第28条で、1年に1回以上報告をしなければならないこととなっており、操業日数や漁獲量の他、漁業関係法令の遵守状況等の事項について、各漁業権者に対して報告を求めました。

漁業権者から報告を受けた知事は、漁業権の活用状況を的確に把握し、漁業権が目的に従って行使されるよう適切な措置を講じる必要があります。知事は、漁業権者から報告を受けた事項について、意見を付して、海区漁業調整委員会に必要な報告を1年に1回以上行うものとされており、今回報告をするものです。

経緯としては、水産庁から、1月末までにこの状況を報告するよう通知があり、共同 漁業権、区画漁業権、定置漁業権の各漁業権者からの報告を、水産庁への報告様式を使 用して取りまとめたものを今回の資料としています。

漁業権者からの報告内容を確認し、それぞれの漁業権が有効に活用されているかチェックを行っております。実績がない漁業権については、その理由や今後の見込み等を確認した上で、問題がないものと判断しています。ただし、合理的な理由がなく、漁場を利用していない場合は、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、漁場を適切かつ有効な利用を図るよう、知事が指導又は勧告する必要があります。今後も引き続き漁場を利用しないと見込まれる場合は、漁業法87条に基づき、休業の届出をしていただく等対応していくこととします。それでもなお利用しないという場合には、再度海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、免許の取り消し等を検討します。

現在免許している漁業権は、令和5年12月31日までの存続期間となっており、今回のようにチェックしつつ、来年度から切替えに係る手続きを進めていく予定です。この資源管理の状況等は、漁業権の免許すべき者として適格性を有するか、漁業の種類ごとの行使状況から切り替え後も引き続き漁業権の内容に含めるかどうか等の判断材料となります。報告は以上です。

#### ○議長

今回の報告内容に関しては、特に問題はなかったということですね。 ただいまの説明についてご意見・ご質問はございますか。

○工藤委員

八峰町峰浜漁業協同組合は区画漁業権を持っているのですか。

○事務局(保坂)

共同漁業権はありますが、区画漁業権はありません。

○議長

他にご意見・ご質問はありますか。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

なければ、次に移ります。

## 議題7:その他

- ① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
- ○議長

議題7①について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(斎藤)

それでは、洋上風力発電関係について報告します。

初めに第1ラウンドの、能代市、三種町及び男鹿市沖と由利本荘市沖の進捗状況です。 皆様既にご存知かと思いますが、前回の委員会翌日の12月24日に、経済産業省・国土交 通省の連名で、事業者決定のプレスリリースがありました。両海域とも三菱商事グルー プが選定され、売電価格については、国の想定した単価を大幅に下回り、満点の評価を 得ております。

当日配布資料をご覧ください。1月31日に、選定事業者である三菱商事が漁協向けに 行った事業説明会の資料を用いて説明します。

まず、能代市・三種町・男鹿市沖は、工事が令和8年から、運転が令和10年からです。設備・事業規模について、基礎形式はモノパイル式で外径8~10m程度、風車の直径は220mで、大型のものとなっています。漁業共生施策の案として、①漁場創造会議(仮称)の設立、②漁場調査・漁場創造プランの策定、③豊かな漁場の形成、④ICTを活用した海の見える化、⑤若手支援・新規参入支援、⑥販路拡大・ビジネス形成、これら6項目が挙げられており、今後、関係漁業者との意見交換を踏まえ、詳細について調整していくことになります。

由利本荘市沖については、工事は同じく令和8年からですが、運転が2年ほど遅れ、令和12年からとなっております。その他は先に説明した能代市・三種町・男鹿市沖とほぼ同様ですが、漁業共生施策の案については、サケ漁業の課題解決・事業拡大支援が追加され、全部で7つの項目となっています。県内には、サケふ化場が5か所ありますが、そのうち3か所はにかほ市にあること、サケの定置網漁業が盛んであること等から追加された模様です。

なお、協議会の取りまとめにおいて、地域や漁業との協調・共生策への基金の出捐規模が売電収入の0.5%を目安とすることにしていますが、売電単価が下がった分、基金規模が小さくなることが想定されます。そのため、この説明会において、漁協・漁業者からは共生策の規模が当初想定していたものより縮小されるのではないかとの不安の声が出ておりました。今後は、選定事業者も協議会の会員となり、協議会の中で、具体な事業計画、漁業共生施策の検討等が行われる予定となっています。

次の第2ラウンドの八峰町及び能代沖については、公募が12月10日に開始されたことを前回報告していますが、新たな動きはありません。

最後の3ラウンドの男鹿市、潟上市及び秋田市沖については、1月25日に第1回の協議会が開催されました。協議会の委員については、漁業関係者以外は、第1ラウンド、第2ラウンドとほぼ同じ構成となっております。その他の資料についてもほぼ同様ですので、後ほどご覧いただければと思います。報告は以上です。

#### ○議長

ただいまの説明について、ご質問はございませんか。

○委員

(発言なし)

○議長

よろしければ次に移ります。

## ② その他

○議長

議題7②「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。

○委員

(特になし)

○議長

事務局からは何かありますか。

○事務局(斎藤) ございません。

# 8 その他

○議長

議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございますか。

○委員

(特になし)

○議長

事務局からは何かありますか。

○事務局(斎藤)ございません。

# 9 閉会

○議長

それでは、これで第22期第6回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了